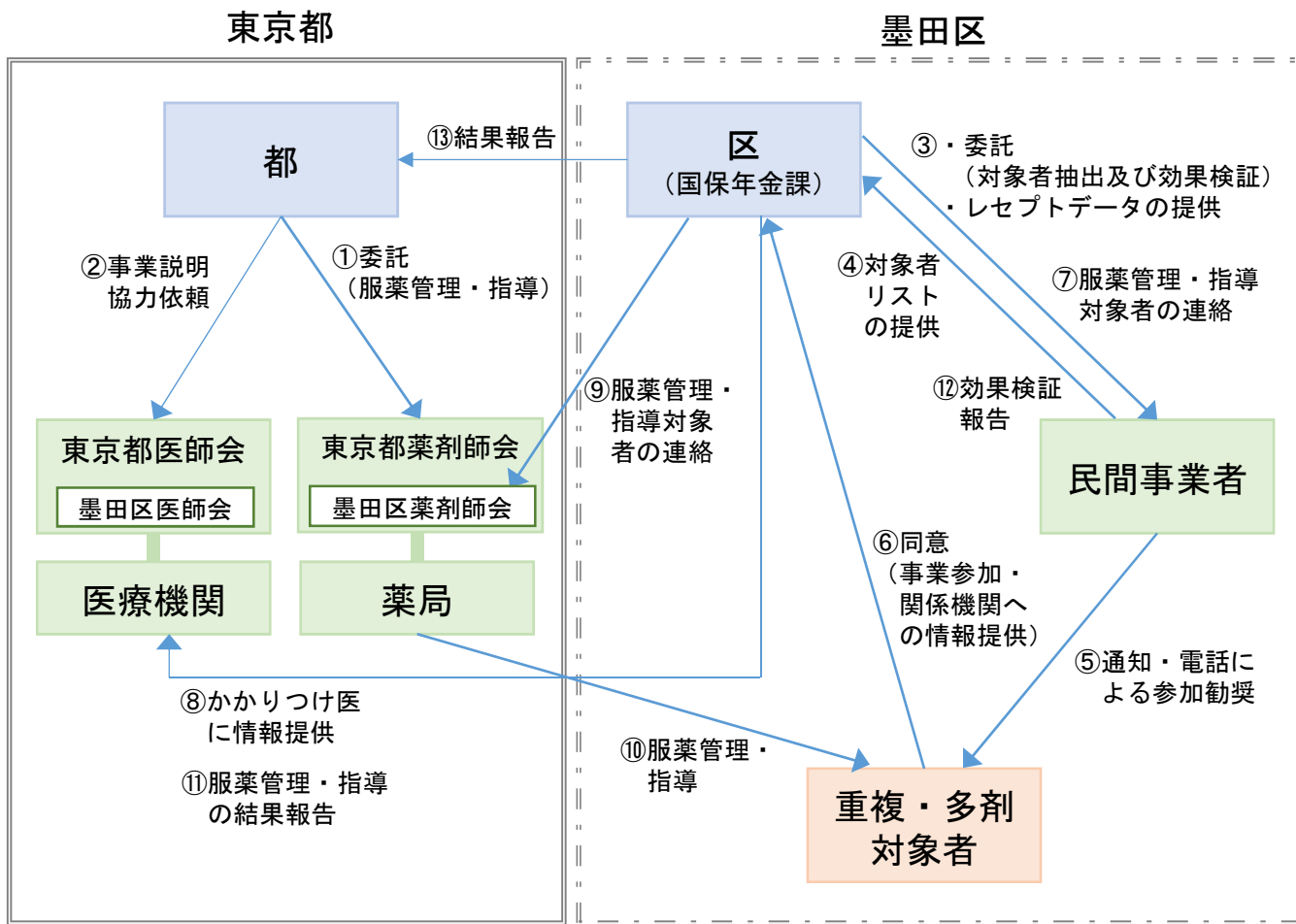


# 重複多剤服薬管理指導事業（都モデル事業）のイメージ



※ ③～⑤が目的外利用となる。⑥以降は本人同意があるため、運営審議会の承認は不要

- ① 都は薬剤師会に、服薬管理・指導の委託を行う。
- ② 都は医師会に、事業内容の説明及び協力依頼を行う。
- ③ 区は対象者抽出及び効果検証を委託し、民間事業者にレセプトデータを提供する。
- ④ 民間事業者はレセプトデータを基に対象者を抽出し、対象者リストを区に提供する。
- ⑤ 民間事業者は対象者に事業案内を通知する。また、電話により参加勧奨を行う。
- ⑥ 対象者は同意書を区に返信する。
- ⑦ 区は、同意があった服薬管理・指導対象者を民間事業者に連絡する。
- ⑧ 区は、服薬管理・指導を行うことについて、事前にかかりつけ医に情報提供する。
- ⑨ 区は、同意があった服薬管理・指導対象者を薬剤師会に連絡する。
- ⑩ 薬剤師会は、対象者に服薬管理・指導（服薬状況、残薬の確認や整理、服薬支援等）を行う。
- ⑪ 区は、かかりつけ医に服薬管理・指導の結果を報告する。
- ⑫ 民間事業者は、対象者のレセプトデータを検証し、服薬状況の改善等の効果検証を行って、結果を区に報告する。
- ⑬ 区は、服薬管理・指導等の結果及び効果検証の結果を都に報告する。